

平成 2 8 年第 1 回
上小阿仁村議会定例会
会 議 録

平成 2 8 年 3 月 1 日 (開会)

平成 2 8 年 3 月 1 1 日 (閉会)

日程第17 議案第13号から日程第26 議案第22号 上程・付託

○議長（小林信） 日程第17 議案第13号 平成27年度上小阿仁村一般会計補正予算についての件から、日程第26 議案第22号 平成27年度上小阿仁村下水道事業特別会計への繰入れについての件まで、10件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小林博隆） 定例会提出予算関係議案の方をご覧ください。1ページをお開き願いたいと思います。

議案第13号 平成27年度上小阿仁村一般会計補正予算であります。

平成27年度上小阿仁村一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,744万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億2,940万8,000円とするものであります。

第2条ですが、繰越明許費です。地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は「別表2 繰越明許費」による。

第3条 既定の地方債の変更は、「別表3 地方債補正」による。

内容につきましては5ページをお願いします。

繰越明許費であります。繰り越しいたしますのは、2款総務費 1項総務管理費 事業名が地方公共団体セキュリティ強化対策事業1,500万円でございます。情報セキュリティ強化のためデータの持ち出し禁止機能、操作履歴管理機能、二要素承認機能等の導入によりましてデータの管理をより厳しくするための経費でございます。同じく2款総務費 1項総務管理費 事業名が結婚新生活支援事業108万円です。2人の所得が300万円未満の夫婦に居住費と引越し費用を上限18万円まで補助するものでございます。

6款農林水産業費 1項農業費、事業名 担い手確保・経営強化支援事業978万5,000円でございます。経営規模拡大のための農業機械購入を支援するものです。

次に8款土木費 2項道路橋りょう費 事業名が社会資本整備総合交付金事業（橋りょう補修）190万円でございます。平成27年度分の交付金の残額を繰り越すものでございます。

次に6ページをお願いします。地方債補正です。

過疎対策事業債について1億6,580万円のを1億5,430万とするものでございます。1,150万円の減額になりますが、これは主に社会資本整備総合交付金事業の事業費確定によるものでございます。また、一般補助施設整備事業について830万円を追加するものです。これは地方公共団体セキュリティ強化対策事業費に充てるためのものでございます。

次に10ページをお開き願います。最初に歳入であります、今回の補正につ

きましては、歳入歳出とも実績によるものが主なものでありますので、金額の大きいものだけを説明させていただきたいと思えます。

2款地方譲与税 1項自動車重量譲与税 1目自動車重量譲与税238万8,000円の追加。これは実績によるものです。

6款地方消費税交付金 1項地方消費税交付金 1目地方消費税交付金2,526万9,000円の追加でございます。これにつきましては地方消費税の一部を財源としまして、県が人口と従業員数で按分して村に交付されるものでございます。今回は消費税の税率が上がったことにより地方消費税の配分が増えたことによるものでございます。

9款地方交付税 1項地方交付税 1目地方交付税190万9,000円の追加でございます。これにつきましては、普通交付税の調整分でございます。当初は調整分として差し引かれる訳ですけれども、その後の調整分が追加になったことに伴う補正でございます。

次に12、13ページをお願いします。

13款国庫支出金 2項国庫補助金 1目総務費国庫補助金941万8,000円の追加でございます。総務管理費補助金 社会保障・税番号制度システム整備事業費377万5,000円の追加でございます。補助金の確定が増えたことによる補正でございます。2番目に地方公共団体セキュリティ強化対策事業費のうち520万円ですが、情報セキュリティ強化のための補助金で、国が定めた基準額の2分の1が交付されるものでございます。4目農林水産業費国庫補助金480万円の減です。1節農業費補助金 農業基盤整備促進事業で、要望していた水田区画拡大事業が不採択になったことによるものでございます。5目土木費国庫補助金1,596万円の減額 1節社会資本整備総合交付金 橋りょう補修分315万円の減。舗装補修分1,280万円の減。いずれも交付金分配金の減によるものでございます。

次に14、15ページをお願いします。

14款県支出金 2項県補助金 1目総務費県補助金346万円の減額 2節総務管理費補助金 空き家利活用促進事業費400万円の減額。実績の見込みがたたないことによる減額でございます。4目農林水産業費県補助金875万7,000円の追加。主に農業費補助金、担い手確保経営強化支援事業費978万5,000円の追加によるものでございます。これは経営規模拡大のための農業機械購入を支援する補助金でございます。

16款寄付金 1項寄付金 1目総務費寄付金165万円の追加。これは1節総務費寄付金い樹い樹かみこあに応援基金寄付金です。高額の寄付もございましたので、それらの実績によるものでございます。

次に16、17ページをお願いします。

20款村債 1項村債 2目過疎対策事業債1,150万円の減額、1節過疎対策事

業債、社会資本整備総合交付金事業橋りょう補修分180万円の減と舗装補修分550万円は、いずれも交付金分配金の減によるものでございます。また、消防施設整備事業420万の減額は消防タンク車の購入実績によるものでございます。4目一般補助施設整備等事業債830万円の追加。これは1節一般補助施設整備等事業債、地方公共団体情報セキュリティ強化対策事業分でございます。

次に歳出であります。18、19ページをお願いします。

2款総務費 1項総務管理費 1目一般管理費490万円3,000円の減額でございます。主に2節給料と3節職員手当等の減で、それぞれ特別職に欠員期間が生じたことによるものでございます。2目文書広報費1,211万6,000円の追加です。13節委託料、地方公共団体セキュリティ強化対策委託料1,350万円と18節備品購入費、パソコン150万円の追加です。これは繰越繰明許で説明した地方公共団体セキュリティ強化対策事業の経費でございます。

20ページ、21ページをご覧ください。19節負担金補助及び交付金、秋田県町村電算システム共同事業組合負担金120万円の減額。これは今年度の実績が電算組合より示されたことによる減額でございます。5目財産管理費155万4,000円の減額。13節委託料 防災広報無線業務委託料で、これは代用のものになったことによる減額でございます。6目企画費437万1,000円の減額です。13節委託料、事務補助賃金100万3,000円、これは臨時職員の異動によるものでございます。15節工事請負費、空き家改修費400万円の減は、歳入で申しました空き家利活用促進事業のことでございます。19節負担金補助及び交付金、結婚新生活支援事業108万円。先ほど説明した2人の所得が300万円未満の夫婦に居住費と引越し費用を補助するものでございます。8目自治振興費574万円の減額です。7節賃金、地域おこし協力隊賃金431万6,000円が主な減額です。当初、3人目を見込んでおりましたが実績が1人でしたのでマイナス2人の減額でございます。11目地域公共交通費140万円の減額です。13節委託料 市町村有償運行委託料。運行実績による減額でございます。

22、23ページをお願いします。

2款総務費 1項総務管理費 13目国際交流費355万6,000円の減額です。昨年、萬巒郷からの訪村団の来村が急に決まりましたことを受けて、萬巒郷の方と協議いたしました結果、今年度の海外への研修を見合わせることにしたことによるものです。次に14目財政調整基金費 1億58万2,000円の追加であります。財政調整基金積立金として追加するものでございます。17目い樹い樹かみこあに応援基金費215万円の追加であります。い樹い樹かみこあに応援基金積立金として積み立てるものでございます。

次に28ページをお願いします。

3款民生費 2項児童福祉費 2目保育園費187万1,000万円の減額。

次に30ページ、31ページをお願いします。7節賃金 補助賃金168万5,000円の減額が主なもので、当初予算は9人で計上しておりましたが、当初採用が8人で、9人採用までの差額分でございます。

4款衛生費 1項保健衛生費 6目検診事業推進費129万9,000円の減額でございます。13節検診委託料の見込みに対して、検診者が減ったことによる減額でございます。

32ページ、33ページをお願いします。

4款衛生費 3項診療諸費 1目診療所費1,253万4,000円の減額です。主に28節繰出金 国民健康保険診療施設勘定特別会計繰出金として1,275万5,000円の減によるものです。これは国保会計からの繰出金が増えたことによる減額でございます。

次に34、35ページをお願いします。

6款農林水産業費 1項農業費 3目農業振興費59万8,000円の減額です。19節負担金補助及び交付金 中山間地域等直接支払交付金111万6,000円の減。これは第4期対策開始に伴う各協定の再構築による減少でございます。農業基盤整備促進事業費480万円の減。これは事業不採択による減でございます。担い手確保・経営強化支援事業費978万5,000円の追加。国の補正に伴う繰越明許費予算でございます。経営規模拡大のための農業機械購入を支援する補助金です。28節繰出金 農業集落排水事業特別会計繰出金389万1,000円の減額です。一般管理費分として101万5,000円、施設管理費分として287万6,000円を、それぞれ減額するものでございます。

36、37ページをお願いします。

7款商工費 1項商工費 2目観光費372万1,000円の減額です。7節賃金 地域おこし協力隊賃金192万2,000円の減が主なものになります。これは隊員の採用がなかったことによるものです。

38、39ページをお願いします。

8款土木費 2項道路橋りょう費 1目道路維持費2,269万4,000円の減額です。13節委託料 測量設計委託料550万円の減と15節 村道補修工事1,720万円の減です。いずれも社会資本整備総合交付金分配金の減額によるものでございます。

40、41ページをお願いします。2目橋りょう維持費659万4,000円の減額です。13節委託料 測量設計委託料180万1,000円の追加で、社会資本整備総合交付金分配金の残額を繰り越すものと、15節工事請負費 橋りょう補修工事833万4,000円の減で、社会資本整備総合交付金分配額の減によるものでございます。

8款土木費 6項下水道費 1目下水道費404万7,000円の減額です。28節繰出金、下水道事業特別会計繰出金で、マンホール修繕工事を他の事業で執行できたことなどで、歳出の実績が落ちたことによる減額でございます。

9款消防費 1項消防費 2目常備消防費305万4,000円の減額でございます。
18節備品購入費 消防タンク車の購入費用285万4,000円の減でございます。これは入札差額でございます。

44ページ、45ページをご覧ください。

10款教育費 5項保健体育費 1目学校給食費131万1,000円の減額です。11節需用費、光熱費の減で、これは新しい給食調理場の上下水道料を減額するものでございます。

以上です。

○議長（小林信） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（伊藤精治） 同じく49ページをお開き願います。

議案第14号 平成27年度上小阿仁村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）

平成27年度上小阿仁村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算補正

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ841万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億8,117万6,000円とする。

内容につきましては56ページをご覧ください。歳入の方から説明いたします。

3款 2項 1目財政調整交付金785万1,000円の補正であります。これは国の交付額が確定したことに伴う補正となっております。

7款 1項 1目高額医療費共同事業交付金284万6,000円の補正であります。これについても交付額が確定したことに伴う補正となっております。2目保険財政共同安定化事業交付金1,944万7,000円の減額であります。交付額が確定したことによる減額補正であります。

9款 1項 1目一般会計繰入金33万5,000円の補正であります。3節職員給与等繰入金5万5,000円、これは人勸に伴う人件費の補正であります。4節出産育児一時金繰入金28万円の補正であります。これは出産育児一時金としての補正であります。

58ページをご覧ください。歳出であります。

1款 1項 1目一般管理費5万5,000円の補正であります。2節給料、3節職員手当等、いずれも人勸に伴う補正であります。

2款 2項 1目一般被保険者高額療養費、補正額はありません。これは高額医療費の共同事業拠出金の額が確定したことに伴う財源更正となっております。

7款 1項 1目高額医療費拠出金28万8,000円の補正であります。これは拠出金の額が確定したことによる補正となっております。2目保険財源共同安定化

事業拠出金1,944万7,000円の減額であります。これも拠出金の額が確定したことに伴う補正であります。

11款 2項 1目直診勘定繰入金785万1,000円の補正であります。繰入金として特別調整交付金の額が確定したことに伴う補正となっております。

次の60ページ、61ページになります。

12款 1項 1目予備費283万8,000円であります。これは歳入歳出予算の差額について、予備費で調整したものであります。

以上であります。

○議長（小林信） 診療所事務長。

○診療所事務長（河村良満） 同じく65ページをお開きください。

議案第15号 平成27年度上小阿仁村国民健康保険診療施設勘定特別会計補正予算(第4号)であります。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ901万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1億2,170万円とするものでございます。

内容につきましては72ページをご覧ください。歳入であります。

1款 1項 1目診療報酬収入 1節、2節につきましては、実績による減額でございます。2目一部負担金 2節歯科診療収入の減額、これも実績に基づく減額でございます。

2款 2項 1目手数料 1節事務手数料、これも実績見込みによる減額でございます。

3款 1項 1目繰入金 1節繰入金 一般会計繰入金、赤字補填分の減額が1,298万2,000円。4月から警備業務を機械警備へ切り替えるための、その機器の設置料22万7,000円の増額でございます。国民健康保険事業勘定特別会計繰入金785万1,000円でございます。

次のページ、歳出であります。

1款 1項 1目一般管理費 2節、3節、4節につきましては人勸の不足分と実績見込みでございます。7節賃金 補助賃金120万円の減額、これは歯科助手1名減によるものでございます。11節需用費 燃料費につきましては、重油、軽油の単価改正による減額でございます。13節委託料、実績見込みによる減額でございます。

2款 1項 1目医業費 13節委託料、これにつきましても実績見込みによる減額でございます。14節使用料及び賃借料、これも実績見込みによる減額でございます。

以上です。

○議長（小林信） 特別養護老人ホーム施設長。

○老人ホーム施設長（小林雄幸） 同じく79ページをお開きください。

議案第16号 平成27年度上小阿仁村特別養護施設特別会計補正予算（第3号）であります。

平成27年度上小阿仁村特別養護施設特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算補正

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,251万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億2,240万6,000円とするものがございます。

続きまして86ページをお開きください。歳入であります。

1款サービス収入 1項介護給付費収入 2目施設介護サービス費収入1,128万円の減額でございます。これにつきましては、8月からの介護報酬の改定による減額が主な要因となっております。

続きまして88ページ、89ページをお開きください。歳出であります。

1款 1項 1目一般管理費。主なものとしたしましては、2節、3節、4節は人件費分でございます。7節賃金640万円の減額でございます。これにつきましては介護員の補充ができなかった分の減額でございます。11節需用費424万円の減額でございます。燃料費350万円の減額につきましては、重油単価の減額による減額補正でございます。15節工事請負費261万2,000円の減額でございます。これは入札差額による減額でございます。

90、91ページ。

3款 1項 1目財政調整基金積立金758万2,000円の追加でございます。これにつきましては歳入歳出の調整の関係で計上させていただきました。

以上であります。

○議長（小林信） 産業課長兼建設課長。

○産業課長兼建設課長（武石晋） 95ページをお開きください。

議案第17号 平成27年度上小阿仁村簡易水道事業特別会計補正予算

平成27年度上小阿仁村簡易水道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ275万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,553万4,000円とするものがございます。

102ページ、103ページをお開きください。歳入の部分でございます。

1款 1項 1目簡易水道使用料310万円の減額でございます。内容ですが統合

地区が280万円となっております。主な減額の理由は、給食センター移転に伴う水量の減少でございます。給食センターがウエット方式からドライ方式に変わりましたので、以前は500立方以上毎月使っておりましたが、現在、100立方ということで、差額が生じたので減額をさせていただきます。

歳出の方でございます。104ページ、105ページをお開きください。

1款 1項 1目統合地区管理費でございます。実績に伴う減額となります。2項小規模水道管理費につきましては、これも実績により減額となっております。

予備費の組み換えでございます。

以上でございます。

続きまして議案第18号 平成27年度上小阿仁村農業集落排水事業特別会計補正予算でございます。

平成27年度上小阿仁村農業集落排水事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ389万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ6,647万5,000円とするものでございます。

114ページ、115ページをお開きください。

一般会計への繰入金を減額するものでございます。

続きまして116ページ、117ページでございます。

一般管理費は職員の分でございます。2目施設管理費につきましては、今年度の実績に基づいての減額となっております。

続きまして121ページをお開きください。

議案第19号 平成27年度上小阿仁村下水道事業特別会計補正予算でございます。

平成27年度上小阿仁村下水道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ567万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,113万4,000円とするものでございます。

128ページ、129ページをお開きください。

歳入の国庫支出金でございます。1目下水道事業費国庫補助金の実績に伴う補助金の減額でございます。繰入金につきましても、事業の実績に伴う繰入れの減額となっております。

続きまして130ページ、131ページをお開きください。歳出になります。

1款 1項 1目一般管理費は職員分でございます。2目施設管理費、マンホール設置調査委託料118万1,000円の減額でございます。これは学校通りの舗装工事の際に舗装工事側の方で修繕をしたため、この部分を減額としてございます。なお、工事費につきましては、沖田面浄化センターの電機工事終了により実績に伴う減額となっております。

以上でございます。

○議長（小林信） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（伊藤精治） 同じく135ページをお開き願います。

議案第20号 平成27年度上小阿仁村介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）

平成27年度上小阿仁村介護保険事業勘定特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算補正

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ29万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億7,012万2,000円とするものであります。

内容につきましては142ページをご覧ください。歳入から説明いたします。

3款 1項 1目介護給付費負担金17万6,000円の補正であります。これは国の交付額が確定したことに伴う補正となっております。3款 2項 1目調整交付金211万6,000円の減額であります。これも国の交付額が確定したことに伴う補正となっております。

4款 1項 1目介護給付費交付金95万1,000円の減額であります。支払基金の交付額が確定したことに伴う補正となっております。

5款 1項 1目介護給付費負担金177万円の補正であります。県の負担額が確定したことに伴う補正であります。

7款 1項 1目介護給付費繰入金1,000円の減額であります。これは村の負担額が確定したことに伴う補正となっております。4目その地一般会計繰入金29万2,000円。これは人勧による人件費分の繰入金の補正であります。次のページになります。7款 2項 1目基金繰入金112万2,000円の補正であります。財源不足に伴う基金の繰入金の補正となっております。

146ページをご覧ください。歳出になります。

2款 1項 1目介護サービス給付費161万円の減額であります。在宅介護サービス給付費として150万円の増額。施設介護サービス給付費として311万円の減額補正となっております。いずれも実績見込みによる補正となっております。

2款 2項 1目介護予防サービス給付費40万円の補正であります。これも実

績見込みによる補正となっております。

2款 3項 1目審査支払手数料1万円。これも実績見込みによる補正となっております。

2款 5項 1目特定入所者介護サービス費120万円の補正となっております。これも実績見込みによる補正となっております。

次のページをご覧ください。

3款 1項 1目介護予防事業費22万8,000円の補正であります。2節、3節とも人勧に伴う補正となっております。2目包括的支援・任意事業費6万4,000円。2節、3節、これも人勧に伴う補正となっております。

以上です。

○議長（小林信） 産業課長兼建設課長。

○産業課長兼建設課長（武石晋） 提出議案の4ページをお開きください。

議案第21号 平成27年度上小阿仁村農業集落排水事業特別会計への繰入れについて

平成27年度上小阿仁村農業集落排水事業特別会計は施設管理費分等として、平成27年度上小阿仁村一般会計から繰り入れる額を389万1,000円減額し、4,258万5,000円以内とすることについて、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由

地方財政法第6条の規定により、この議案を提出するものでございます。

議案第22号 平成27年度上小阿仁村下水道特別会計への繰入れについて

平成27年度上小阿仁村下水道事業特別会計は施設管理費分等として、平成27年度上小阿仁村一般会計から繰り入れる額を404万7,000円減額し、2,944万5,000円以内とすることについて、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由

地方財政法第6条の規定により、この議案を提出するものでございます。

以上です。

○議長（小林信） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第13号から議案第22号までは、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第27 議案第23号から日程第29 議案第25号 上程・付託

○議長（小林信） 日程第27 議案第23号 議会の議員の議員報酬等に関する

条例の一部を改正する条例についての件から、日程第29 議案第25号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての件まで3件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小林博隆） 提出議案の6ページをお願いします。

議案第23号 議会の議員の議員報酬等の条例の一部を改正する条例についてであります。

議会の議員の議員報酬等の条例の一部を改正する条例を、別記のとおり提出する。

提案理由は、議会の議員の期末手当の額を改定する必要があるため、この条例案を提出するものであります。

内容につきましては7ページをお願いします。

議会の議員の議員報酬等の条例の一部を改正する条例

第1条は、12月期末手当の支給率を100分の55に改め、第2条は6月期末手当の支給率を100分の150に、12月期末手当での支給率を、今度は100分の150に改めるものでございます。

附則といたしましては、この条例は平成28年3月12日から施行いたします。ただし、第1条の規定は平成27年12月1日から適用し、第2条は、平成28年4月1日からの施行とするものでございます。

○総務課長（小林博隆） 提出議案の8ページをお願いします。

議案第24号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を、別記のとおり提出する。

提案理由は、一般職員の給与改定に伴い、特別職の職員で常勤のものの期末手当の額を改定する必要があるため、この条例案を提出するものであります。

内容につきましては9ページをお願いします。

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第1条は、12月期末手当で支給率を100分の55に改め、第2条は、6月期末手当の支給率を100分の150に、12月期末手当の支給率を、今度は100分の150に改めるものでございます。

附則としまして、この条例は平成28年3月12日から施行する。ただし、第1条の規定は平成27年12月1日から適用し、第2条は平成28年4月1日からの適用とするものでございます。

○総務課長（小林博隆） 提出議案の10ページをお願いします。

議案第25号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を、別記のとおり提出する。

提案理由は、秋田県人事委員会の勧告に準じて、一般職の職員の給料月額、期末手当及び勤勉手当の額を改定及び管理職員特別勤務手当での支給要件である職務の範囲を広げる等の必要があるため、また、通勤手当を改正するため、この条例案を提出するものであります。

内容につきましては、11ページからでございます。

第1条は、一般職の職員と再任用職員の勤勉手当支給率と期間給付職員の勤勉手当減額率及び給料表の改定でございます。

20ページ、21ページをご覧ください。

改正案の2条です。これは主に通勤手当の支給区分の改正と管理職員特別勤務手当の支給要件の範囲を広げる改正及び給料表の改正でございます。

附則といたしまして、この条例は平成28年3月12日から施行いたします。ただし、第2条の勤勉手当に関する部分は、平成27年4月1日。給料表に関しては平成27年12月1日からの適用とし、第2条は平成28年4月1日からの適用とするものでございます。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

○議長（小林信） これより質疑を行います。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

1番、伊藤秀明君。

○1番（伊藤秀明） 確認をお願いします。議案第25号中、20ページ、それから30ページですけれども、例えば、備考欄 この表は、医師及び歯科医師に適用するとありますが、あっているでしょうか。

○議長（小林信） 総務課長。

○総務課長（小林博隆） 医師の方の給料表についても同じく改正するということです。

○議長（小林信） 1番、伊藤秀明君。

○1番（伊藤秀明） 確認したいというのは、医師の給料表は医療職でもう少しもらっていると思いますけれども、そこを確認させてください。

○議長（小林信） 総務課長。

○総務課長（小林博隆） 給料表の最後の方に備考とありますけれども、医師と歯科医に適用されているということでございます。

○議長（小林信） 伊藤秀明君

○1番(伊藤秀明) そうすればあっているということですね。わかりました。

○議長(小林信) 他に質問ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第23号から議案第25号までは、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第30 議案第26号から日程第37 議案第33号 上程・付託

○議長(小林信) 日程第30 議案第26号 上小阿仁村課設置条例の一部を改正する条例についての件から、日程第37 議案第33号 上小阿仁村行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例の制定についての件まで8件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(小林博隆) 提出議案の32ページをお願いします。

議案第26号 上小阿仁村課設置の条例の一部を改正する条例についてであります。

上小阿仁村課設置条例の一部を改正する条例を、別記のとおり提出する。

提案理由は、行政改革に伴い、所要の規定の整備を図る必要があるため、この条例案を提出するものであります。

内容は33ページをお願いします。

上小阿仁村課設置条例の一部を次のように改正する。

第1条第3号を次のように改める。3号 産業建設課 第1条第4号を削る。これは産業課と建設課を統合し、1つの課とする機構改革に伴う改正でございます。

附則としまして、この条例は平成28年4月1日からの施行といたします。

○総務課長(小林博隆) 34ページをお願いします。

議案第27号 上小阿仁村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

上小阿仁村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を、次のように改正する条例を、別記のとおり提出する。

提案理由

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律が、平成28年4月1日から施行されることに伴い、人事評価及び退職管理が追加され、勤務評定が削除されるため、この条例案を提出するものであります。

上小阿仁村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

地方公務員法の改正が行われ、人事評価制度及び退職管理が追加されることになりました。条例の改正により人事評価制度を導入し、運用、給与、分限、その他の人事管理を基礎として能力及び実績に基づく人事管理の徹底と分限事由の明確化を図るものであります。また、退職管理については、営利企業に再就職した元職員による依頼等の整備の導入等により、退職管理の適正を確保するための措置を講ずるための改正でございます。

附則としまして、この条例は平成28年4月1日から施行するものでございます。

○総務課長（小林博隆） 36ページをお願いします。

議案第28号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例であります。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を、別記のとおり提出する。

提案理由

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律が、平成28年4月1日から施行されることに伴い、規定の整備をするため、この条例案を提出するものでございます。

37ページでございます。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24号第5項」に改める。これは法令の改正により条例に規定される法律の項目がひとつ繰り上がったため修正をするものでございます。

附則として、この条例は平成28年4月1日から施行するものでございます。

○総務課長（小林博隆） 38ページをお願いします。

議案第29号 上小阿仁村行政手続条例の一部を改正する条例についてであります。

上小阿仁村行政手続条例の一部を改正する条例を、別記のとおり提出する。

提案理由

行政不服審査法が、平成28年4月1日より施行されることに伴い規定の整備をするため、この条例案を提出するものであります。

39ページをお願いします。

上小阿仁村行政手続条例の一部を次のように改正する。

第3条第1項第10号中「、異議申立てその他の不服申立て」を削る。ということです。これは法の改正によって、異議申立て、その他の不服申立てという文

言がなくなることに伴う改正でございます。

附則としまして、この条例は平成28年4月1日から施行するものであります。

○総務課長（小林博隆） 40ページをお願いします。

議案第30号 上小阿仁村情報公開条例の一部を改正する条例についてであります。

上小阿仁村情報公開条例の一部を改正する条例を、別記のとおり提出する。

提案理由

行政不服審査法が平成28年4月1日より施行されることに伴い、規定の整備をするため、この条例案を提出するものでございます。

内容については、行政不服審査法の施行に伴い、条例第12条の不服申立てを審査請求に、不服申立人を審査請求人と文言を改めるものでございます。

次に第11条は、見出しを不服申立の手続きから審査会への諮問に改め、条文を合わせて改正するものでございます。

また、審理手続の適用除外について、規定を追加するものでもございます。

附則として、平成28年4月1日から施行するものでございます。

○総務課長（小林博隆） 42ページをお願いします。

議案第31号 上小阿仁村個人情報保護条例の一部を改正する条例についてであります。

上小阿仁村個人情報保護条例の一部を改正する条例を、別記のとおり提出する。

提案理由

行政不服審査法が平成28年4月1日より施行されることに伴い、規定の整備をするため、この条例案を提出するものです。

内容については43ページをお願いします。

法令の改正により条文の全文にわたり不服申立を審査請求人、不服申立人を審査請求人と改めるものでございます。また、新手続きの適用除外について、規定を追加するものでございます。

附則として、平成28年4月1日から施行するものでございます。

○総務課長（小林博隆） 44ページをお願いします。

議案第32号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についてであります。

固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を、別記のとおり提出する。

提案理由

行政不服審査法が平成28年4月1日より施行されることに伴い、規定の整備をするため、この条例案を提出するものでございます。

内容については45ページ、46ページ、47ページにわたって書かれております。

主要な改正といたしまして、審査請求人とか審理手続きを終結するまでの間、委員会に対し提出書類等の閲覧だけでなく、写し等の交付を求めることができるようになったことから、手数料等減免の規定を設けるものでございます。

また、弁明書の提出に関して電子メールによる提出も可とする規定を設けるものでございます。

第4条は、文言、審査届出の記載事項、提出書類の追加及び参照条文の改正でございます。

第6条は、電子メールによる弁明書の提出を可とする規定の追加、委員会が村長へ提出する手続の追加であります。

第10条は、審査請求人が提出書類等の写しの交付を受ける際の手数料の規定を定めるものでございます。

第11条は、提出書類等の写しの交付を受ける者が、経済的困難により、手数料を納付する資力がないと認められる場合、手数料の減額又は免除をすることができるよう定めるものでございます。

また13条として、委員会が審査の決定をする場合に、作成する決定の記載事項を追加するものでございます。13条につきましては、11条、途中で条文の入れ替えがありまして、新しく13条ができております。その内容のことを今述べました。

附則としまして、平成28年4月1日からの施行するものであります。なお、経過措置として、平成27年度分以前の固定資産税については、これは従前によるというものであります。

○総務課長（小林博隆） 48ページをお願いします。

議案第33号 上小阿仁村行政不服審査法の規定による提出書類等の写し等の交付に係る手数料に関する条例の制定についてでございます。

上小阿仁村行政不服審査法の規定による資料等の写し等に係る手数料に関する条例について、別記のとおり提出する。

提案理由

行政不服審査法が平成28年4月1日より施行されることに伴い、提出書類等の写し等を交付する際の手数料に関する条例を整備する必要があるため、この条例案を提出するものであります。

内容につきましては49、50ページとなっております。行政不服審査法の施行

に伴い、法第38条の規定を適用する他の法律の規定により審査請求人等が、提出書類等の写し等の交付を求める際の手数料及び減免の規定を受ける必要があることから条例案の必要があるときから条例案を制定するものでございます。

第1条 当村では、地方自治法第227条に基づき徴収する手数料に関する条例が制定されておりますが、行政不服審査法の規定による特別の定め条例を置くものでございます。

第2条 提出書類等の写し等の交付に係る手数料の額は交付を受ける際の手数料について定めるものでございます。

第3条 提出資料の写し等の交付に係る手数料の額、第3条の内容は第2条と同じでございます。

第4条 手数料の減免交付を受ける者が経済的困難により手数料を納付する資力がないと認められた場合2,000円を限度として手数料の減額又は減免をすることができるように定めたものであります。

附則としまして、平成28年4月1日からの施行となるものでございます。

ご審議、よろしくお願いいたします。

○議長（小林信） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第26号から議案第33号までは、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第38 議案第34号 上程・付託

○議長（小林信） 日程第38 議案第34号 上小阿仁村過疎地域自立促進計画（平成28年度～平成32年度）の策定についての件を議題といたします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小林博隆） 51ページをお願いします。

議案第34号 上小阿仁村過疎地域自立促進計画の策定についてであります。

平成28年度から平成32年度までの5カ年における上小阿仁村過疎地域自立促進計画を、別添のとおり定めることについて、議会の議決を求める。

提案理由

過疎地域自立促進特別措置法第6条の規定により、この議案を提出するものであります。

計画書については、既にお渡ししているとおりでございます。

ご審議よろしく申し上げます。

○議長（小林信） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第34号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第39 議案第35号から日程第46 議案第42号 上程・付託

○議長（小林信） 日程第39 議案第35号 上小阿仁村野菜集出荷施設の指定管理者の指定についての件から、日程第46 議案第42号 杉花交流センターの指定管理者の指定についての件まで8件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小林博隆） 提出議案の52ページをお願いします。

議案第35号 上小阿仁村野菜集出荷施設の指定管理者の指定についてであります。

次の団体を上小阿仁村野菜集出荷施設の指定管理者として指定したいので、上小阿仁村公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例第7条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1、指定管理者となる団体の所在地及び名称

北秋田市川井字才の神65番地 1

あきた北央農業協同組合

代表理事組合長 疋田 俊一郎

2、指定の期間 平成28年4月 1 日から平成33年3月31日まで

提案理由 地方自治法第244条の2第6項の規定により提出するものでございます。

53ページをお願いします。

議案第36号 上小阿仁村物産センターの指定管理者の指定についてであります。

次の団体を上小阿仁村物産センターの指定管理者として指定したいので、上小阿仁村公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例第7条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1、指定管理者となる団体の所在地及び名称

上小阿仁村小沢田字向川原66番地 1

かみこあに観光物産株式会社

取締役 田 中 良 一

2、指定の期間 平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

提案理由 地方自治法第244条の2第6項の規定により提出するものであります。

54ページをお願いします。

議案第37号 秋田杉の館の指定管理者の指定についてであります。

次の団体を秋田杉の館の指定管理者として指定したいので、上小阿仁村公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例第7条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1, 指定管理者となる団体の所在地及び名称

上小阿仁村小沢田字向川原66番地 1

かみこあに観光物産株式会社

取締役 田 中 良 一

2, 指定の期間 平成28年4月 1 日から平成33年3月31日まで

提案理由 地方自治法第244条の2第6項の規定により提出するものであります。

55ページをお願いします。

議案第38号 上小阿仁村上仏社担い手センターの指定管理者の指定についてであります。

次の団体を上小阿仁村上仏社に担い手センターの指定管理者として指定したいので、上小阿仁村公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例第7条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1, 指定管理者となる団体の所在地及び名称

上小阿仁村仏社字田ノ沢11番地 1

上仏社自治会長 齊 藤 博 臣

2, 指定の期間 平成28年4月 1 日から平成33年3月31日まで

提案理由 地方自治法第244条の2第6項の規定により提出するものでございます。

56ページをお願いします。

議案第39号 上小阿仁村下仏社多目的集会施設の指定管理者の指定についてであります。

次の団体を上小阿仁村下仏社多目的集会施設の指定管理者として指定したいので、上小阿仁村公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例第7条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1, 指定管理者となる団体の所在地及び名称

上小阿仁村仏社字伊勢堂下67番地4

下仏社集落会長 大 沢 健 悦

2, 指定の期間 平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

提案理由 地方自治法第244条の2第6項の規定により提出するものでござい

ます。

57ページをお願いします。

議案第40号 上小阿仁村羽立集落施設の指定管理者の指定について

次の団体を上小阿仁村羽立集落施設の指定管理者として指定したいので、上小阿仁村公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例第7条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1, 指定管理者となる団体の所在地及び名称

上小阿仁村仏社字羽立台22番地5外

羽立集落会長 武 石 新太郎

2, 指定の期間 平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

提案理由 地方自治法第244条の2第6項の規定により提出するものでございます。

58ページをお願いします。

議案第41号 上小阿仁村い樹い樹交流センターの指定管理者の指定についてであります。

次の団体を上小阿仁村い樹い樹交流センターの指定管理者として指定したいので、上小阿仁村公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例第7条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

1, 指定管理者となる団体の所在地及び名称

上小阿仁村福館字村岱43、44、45の9

福館集落会長 齊 藤 登

2, 指定の期間 平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

提案理由 地方自治法第244条の2第6項の規定により提出するものでございます。

59ページをお願いします。

議案第42号 上小阿仁村杉花交流センターの指定管理者の指定についてであります。

次の団体を上小阿仁村杉花交流センターの指定管理者として指定したいので、上小阿仁村公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例第7条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

1, 指定管理者となる団体の所在地及び名称

上小阿仁村杉花字杉花33番地4

杉花集落会長 田 口 幸 直

2、指定の期間 平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

提案理由 地方自治法第244条の2第6項の規定により提出するものでございます。

○議長（小林信） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第35号から議案第42号までは、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第47 議案第43号 上程・付託

○議長（小林信） 日程第47 議案第43号 利益のある事業に対する分担金徴収条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小林博隆） 議案の60ページであります。

議案第43号 利益のある事業に対する分担金徴収条例の一部を改正する条例についてであります。

利益のある事業に対する分担金徴収条例の一部を改正する条例を、別記のとおり提出する。

提案理由

水田から畑作転換への支援等のため、分担金の対象外となる事業を明記する必要があることから、この条例案を提出するものであります。

61ページをお願いします。

利益のある事業に対する分担金徴収条例の一部を、次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

2、別表番号2の規定のうち、元気な中山間農業応援事業(中山間水田畑地化整備事業)は対象としない。

3、別表番号5の規定のうち、林道、林業専用道は対象としない。

これは、今申しました中山間水田畑地化整備事業及び林道と林道専用道については、分担金徴収の対象外とする旨を明記するために改正するものでございます。

附則として、この条例は、平成28年4月1日から施行するものでございます。

○議長（小林信） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第43号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第48 議案第44号 上程・付託

○議長（小林信） 日程第48 議案第44号 上小阿仁村奨学資金貸与条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。提案理由の説明を求めます。教員委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（小林隆） 議案の62ページであります。

議案第44号 上小阿仁村奨学資金貸与条例の一部を改正する条例についてであります。

上小阿仁村奨学資金貸与条例の一部を改正する条例を、別記のとおり提出する。

提案理由

平成24年度から大学・短大、専修学校の貸付額を増額したことに伴い、償還期間を延長し、若しくは選択することにより、償還月額の負担を軽減するため、この条例案を提出するものであります。

63ページでございます。

上小阿仁村奨学資金貸与条例の一部を次のように改正する。

第4条第3号本文中「貸与を受けた期間の2倍に相当する期間内とする。」を「大学、短大及び専修学校においては貸与を受けた期間の2倍、2.5倍、3倍の期間内から選択することとし、高等学校においては2倍に相当する期間内に償還しなければならない。」に改め、同号ただし書を削るとしてあります。

これは、例えば、大学で貸与を受けた方でありますと4年の修業でありますので、償還期間が2倍の8年間での償還となっておりますが、平成24年度において貸与額を月額3万5,000円から月額5万円に増額いたしました。それで8年間での償還となりますと、月々の償還額が1万7,500円から2万5,000円となり負担が大きくなるため、期間を2倍、2.5倍、3倍から選択して、月々の償還額の負担を減らすものであります。高校については貸与額の増額がありませんでしたので、現行の6年の償還期間とします。

但し書きにつきましては、災害又は正当な理由によりまして返還期間を2年以内として猶予するもので、最大10年間の償還期間としておりましたものを引き継ぐものでございます。

附則として、この条例は、平成28年4月1日から施行する。この一部改正によりまして、平成28年度の新規返還対象から、この条例を適用し、その他につきましては、従前の例によるものとしております。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

○議長（小林信） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第44号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第49 陳情 上程・付託

○議長（小林信） 日程第49 陳情の件を議題といたします。

本定例会において受理した陳情は、お手元に配布の陳情文書表のとおりでありますので、総務産業常任委員会に付託いたします。

散 会

○議長（小林信） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦勞様でした。

16時08分 散会

平成28年第1回上小阿仁村議会定例会会議録（第2号）

○招集（開会） 年月日 平成28年3月1日

○招 集 場 所 上小阿仁村議会議場

○開議年月日（時間） 平成28年3月11日（13時00）

○出席議員

○出席議員

1番	伊藤秀明君	2番	伊藤敏夫君
3番	北林義高君	4番	佐藤真二君
5番	齊藤鉄子君	6番	大城戸ツヤ子君
7番	武石辰久君	8番	小林信君

○欠席議員なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため、会議に出席した者の職氏名

村長	小林悦次
副村長	鈴木壽美子
総務課長	小林博隆
住民福祉課長	伊藤精治
産業課長兼建設課長	武石晋
特別養護老人ホーム施設長	小林雄幸
主幹兼診療所事務長	河村良満
代表監査委員	鈴木孝明
教育長	高橋充
主幹兼教育委員会事務局長	小林隆

○本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	田村秀幸
議会書記	小林京子

○村長提出議案の題目 別紙のとおり

○議員提出議案の題目 なし

○議事日程

- 第1 委員長報告
- 第2 陳情審査報告
- 第3 意見書案第1号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、及びその危険性や予後の相談可能な窓口などの設置を求める意見書
- 第4 意見書案第2号 労働時間と解雇の規制強化を求める意見書
- 第5 意見書案第3号 全国一律最低賃金制度の実現をはじめ、最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書

- 第 6 議案第45号 小沢田地区統合簡易水道建設工事請負変更契約の締結について
- 第 7 議案第46号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 8 閉会中の継続調査の申し出について
-

13時00分 開議

- 議長（小林信） ただいまの出席議員は、8名であります。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

日程第1 委員長報告

- 議長（小林信） 日程第1 先に付託しておりました事件について、委員長の報告を求めます。総務産業常任委員長、2番 伊藤敏夫君。

（2番 伊藤敏夫議員 登壇）

○総務産業常任委員長（伊藤敏夫）

委員会審査報告書

本委員会は、平成28年3月1日付託された次の議案を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件番号、件名、審査の結果順に報告いたします。

議案第1号 平成28年度上小阿仁村一般会計予算について、原案可決。

議案第2号 平成28年度上小阿仁村国民健康保険事業勘定特別会計予算について、原案可決。

議案第3号 平成28年度上小阿仁村国民健康保険診療施設勘定特別会計予算について、原案可決。

議案第4号 平成28年度上小阿仁村特別養護施設特別会計予算について、原案可決。

議案第5号 平成28年度上小阿仁村簡易水道事業特別会計予算について、原案可決。

議案第6号 平成28年度上小阿仁村農業集落排水事業特別会計予算について、原案可決。

議案第7号 平成28年度上小阿仁村下水道事業特別会計予算について、原案可決。

議案第8号 平成28年度上小阿仁村介護保険事業勘定特別会計予算について、

- 原案可決。
- 議案第9号 平成28年度上小阿仁村後期高齢者医療特別会計予算について、原案可決。
- 議案第10号 平成28年度上小阿仁村簡易水道事業特別会計への繰入れについて、原案可決。
- 議案第11号 平成28年度上小阿仁村農業集落排水事業特別会計への繰入れについて、原案可決。
- 議案第12号 平成28年度上小阿仁村下水道事業特別会計への繰入れについて、原案可決。
- 議案第13号 平成27年度上小阿仁村一般会計補正予算について、原案可決。
- 議案第14号 平成27年度上小阿仁村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算について、原案可決。
- 議案第15号 平成27年度上小阿仁村国民健康保険診療施設勘定特別会計補正予算について、原案可決。
- 議案第16号 平成27年度上小阿仁村特別養護施設特別会計補正予算について、原案可決。
- 議案第17号 平成27年度上小阿仁村簡易水道事業特別会計補正予算について、原案可決。
- 議案第18号 平成27年度上小阿仁村農業集落排水事業特別会計補正予算について、原案可決。
- 議案第19号 平成27年度上小阿仁村下水道事業特別会計補正予算について、原案可決。
- 議案第20号 平成27年度上小阿仁村介護保険事業勘定特別会計補正予算について、原案可決。
- 議案第21号 平成27年度上小阿仁村農業集落排水事業特別会計への繰入れについて、原案可決。
- 議案第22号 平成27年度上小阿仁村下水道事業特別会計への繰入れについて、原案可決。
- 議案第23号 議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について、原案可決。
- 議案第24号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、原案可決。
- 議案第25号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、原案可決。
- 議案第26号 上小阿仁村課設置条例の一部を改正する条例について、原案否決。

- 議案第27号 上小阿仁村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について、原案可決。
- 議案第28号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、原案可決。
- 議案第29号 上小阿仁村行政手続条例の一部を改正する条例について、原案可決。
- 議案第30号 上小阿仁村情報公開条例の一部を改正する条例について、原案可決。
- 議案第31号 上小阿仁村個人情報保護条例の一部を改正する条例について、原案可決。
- 議案第32号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について、原案可決。
- 議案第33号 上小阿仁村行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例の制定について、原案可決。
- 議案第34号 上小阿仁村過疎地域自立促進計画（平成28年度～平成32年度）の策定について、原案可決。
- 議案第35号 上小阿仁村野菜集出荷施設の指定管理者の指定について、原案可決。
- 議案第36号 上小阿仁村物産センターの指定管理者の指定について、原案可決。
- 議案第37号 秋田杉の館の指定管理者の指定について、原案可決。
- 議案第38号 上仏社担い手センターの指定管理者の指定について、原案可決。
- 議案第39号 下仏社多目的集会施設の指定管理者の指定について、原案可決。
- 議案第40号 羽立集会施設の指定管理者の指定について、原案可決。
- 議案第41号 い樹い樹交流センターの指定管理者の指定について、原案可決。
- 議案第42号 杉花交流センター指定管理者の指定について、原案可決。
- 議案第43号 利益のある事業に対する分担金徴収条例の一部を改正する条例について、原案可決。
- 議案第44号 上小阿仁村奨学資金貸与条例の一部を改正する条例について、原案可決。

以上でございます。

○議長（小林信） 委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議案第1号 採決

○議長（小林信） 議案第1号 平成28年度上小阿仁村一般会計予算についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

議案第2号 採決

○議長（小林信） 議案第2号 平成28年度上小阿仁村国民健康保険事業勘定特別会計予算についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

議案第3号 採決

○議長（小林信） 議案第3号 平成28年度上小阿仁村国民健康保険診療施設勘定特別会計予算についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

議案第4号 採決

○議長（小林信） 議案第4号 平成28年度上小阿仁村特別養護施設特別会計予算についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

議案第5号 採決

○議長（小林信） 議案第5号 平成28年度上小阿仁村簡易水道事業特別会計予算についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

議案第6号 採決

○議長（小林信） 議案第6号 平成28年度上小阿仁村農業集落排水事業特別会計予算についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

議案第7号 採決

○議長（小林信） 議案第7号 平成28年度上小阿仁村下水道事業特別会計予算についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

議案第8号 採決

○議長（小林信） 議案第8号 平成28年度上小阿仁村介護保険事業勘定特別会計予算についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

議案第9号 採決

○議長（小林信） 議案第9号 平成28年度上小阿仁村後期高齢者医療特別会計予算についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

議案第10号 採決

○議長（小林信） 議案第10号 平成28年度上小阿仁村簡易水道事業特別会計への繰入れについての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

議案第11号 採決

○議長（小林信） 議案第11号 平成28年度上小阿仁村農業集落排水事業特別会計への繰入れについての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

議案第12号 採決

○議長（小林信） 議案第12号 平成28年度上小阿仁村下水道事業特別会計への繰入れについての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

議案第13号 採決

○議長（小林信） 議案第13号 平成27年度上小阿仁村一般会計補正予算についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

議案第14号 採決

○議長（小林信） 議案第14号 平成27年度上小阿仁村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

議案第15号 採決

○議長（小林信） 議案第15号 平成27年度上小阿仁村国民健康保険診療施設勘定特別会計補正予算についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

議案第16号 採決

○議長（小林信） 議案第16号 平成27年度上小阿仁村特別養護施設特別会計補正予算についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

議案第17号 採決

○議長（小林信） 議案第17号 平成27年度上小阿仁村簡易水道事業特別会計補正予算についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

議案第18号 採決

○議長（小林信） 議案第18号 平成27年度上小阿仁村農業集落排水事業特別会計補正予算についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

議案第19号 採決

○議長（小林信） 議案第19号 平成27年度上小阿仁村下水道事業特別会計補正予算についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

議案第20号 採決

○議長（小林信） 議案第20号 平成27年度上小阿仁村介護保険事業勘定特別会計補正予算についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

議案第21号 採決

○議長（小林信） 議案第21号 平成27年度上小阿仁村農業集落排水事業特別会計への繰入れについての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

議案第22号 採決

○議長（小林信） 議案第22号 平成27年度上小阿仁村下水道事業特別会計への繰入れについての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

議案第23号 採決

○議長（小林信） 議案第23号 議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

議案第24号 採決

○議長（小林信） 議案第24号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

議案第25号 採決

○議長（小林信） 議案第25号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

議案第26号 採決

○議長（小林信） 議案第26号 上小阿仁村課設置条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、否決されました。

議案第27号 採決

○議長（小林信） 議案第27号 上小阿仁村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

議案第28号 採決

○議長（小林信） 議案第28号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

議案第29号 採決

○議長（小林信） 議案第29号 上小阿仁村行政手続条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

議案第30号 採決

○議長（小林信） 議案第30号 上小阿仁村情報公開条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

議案第31号 採決

○議長（小林信） 議案第31号 上小阿仁村個人情報保護条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

議案第32号 採決

○議長（小林信） 議案第32号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

議案第33号 採決

○議長（小林信） 議案第33号 上小阿仁村行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

議案第34号 採決

○議長（小林信） 議案第34号 上小阿仁村過疎地域自立促進計画（平成28年度～平成32年度）の策定についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

議案第35号 採決

○議長（小林信） 議案第35号 上小阿仁村野菜集出荷施設の指定管理者の指定についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

議案第36号 採決

○議長（小林信） 議案第36号 上小阿仁村物産センターの指定管理者の指定についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

議案第37号 採決

○議長（小林信） 議案第37号 秋田杉の館の指定管理者の指定についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

議案第38号 採決

○議長（小林信） 議案第38号 上仏社担い手センターの指定管理者の指定についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

議案第39号 採決

○議長（小林信） 議案第39号 下仏社多目的集会施設の指定管理者の指定についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

議案第40号 採決

○議長（小林信） 議案第40号 羽立集会施設の指定管理者の指定についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

議案第41号 採決

○議長（小林信） 議案第41号 い樹い樹交流センターの指定管理者の指定についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

議案第42号 採決

○議長（小林信） 議案第42号 杉花交流センターの指定管理者の指定についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

議案第43号 採決

○議長（小林信） 議案第43号 利益のある事業に対する分担金徴収条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

議案第44号 採決

○議長（小林信） 議案第44号 上小阿仁村奨学資金貸与条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

日程第2 陳情審査報告

○議長（小林信） 日程第2 先に付託しておりました陳情について、委員長の報告を求めます。総務産業常任委員長 2番 伊藤敏夫君。

（2番 伊藤敏夫 登壇）

○総務産業常任委員長（伊藤敏夫）

陳情審査報告書

本委員会に付託された陳情を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記

受理番号、件名、審査結果順に報告いたします。

陳情第1号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める陳情、採択すべきもの。

陳情第2号 労働時間と解雇の規制強化を求める陳情、採択すべきもの。

陳情第3号 全国一律最低賃金制度の実現をはじめ、最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める陳情、採択すべきもの。

陳情第4号 「平和安全保障関連法」の廃止を求める陳情、不採択とすべきもの。

陳情第5号 未来の有権者のための、模擬投票所設置に関する陳情、採択すべきもの。

以上でございます。

○議長（小林信） 委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

陳情第1号 採決

○議長（小林信） 陳情第1号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める陳情についての件を採決いたします。

本陳情は委員長の報告どおり、採択と決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 異議なしと認めます。よって、本陳情は委員長の報告どおり採択と決定いたしました。

陳情第2号 採決

○議長（小林信） 陳情第2号 労働時間と解雇の規制強化を求める陳情の件を採決いたします。

本陳情は委員長の報告どおり、採択と決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 異議なしと認めます。よって、本陳情は委員長の報告どおり採択と決定いたしました。

陳情第3号 採決

○議長（小林信） 陳情第3号 全国一律最低賃金制度の実現をはじめ、最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める陳情についての件を採決いたします。

本陳情は委員長の報告どおり、採択と決してこれにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林信) 異議なしと認めます。よって、本陳情は委員長の報告どおり採択と決定いたしました。

陳情第4号 採決

○議長(小林信) 陳情第4号 「平和安全保障関連法」の廃止を求める陳情についての件を採決いたします。

本陳情は委員長の報告どおり、不採択と決してこれにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林信) 異議なしと認めます。よって、本陳情は委員長の報告どおり不採択と決定いたしました。

陳情第5号 採決

○議長(小林信) 陳情第5号 未来の有権者のための、模擬投票所設置に関する陳情についての件を採決いたします。

本陳情は委員長の報告どおり、採択と決してこれにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林信) 異議なしと認めます。よって、本陳情は委員長の報告どおり採択と決定いたしました。

日程第3 意見書案第1号から日程第5 意見書案第3号 上程・採決

○議長(小林信) 日程第3 意見書案第1号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める意見書の件から、日程第5 意見書案第3号 全国一律最低賃金制度の実現をはじめ、最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の件までを一括議題いたします。

お諮りいたします。

本案は、常任委員会で審査された陳情及び調査に基づき発議されたものでありますので、趣旨説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林信) 異議なしと認めます。よって、直ちに採決することに決定いたしました。

日程第3 意見書案第1号 採決

○議長(小林信) 日程第3 意見書案第1号 軽度外相性脳損傷・脳しんとう

の周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める意見書の件を採決いたします。

本案は、原案どおり決してこれにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林信) 異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決されました。

日程第4 意見書案第2号 採決

○議長(小林信) 日程第4 意見書案第2号 労働時間と解雇の規制強化を求める意見書の件を採決いたします。

本案は、原案どおり決してこれにご異議ありませんか。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林信) 異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決されました。

日程第5 意見書案第3号 採決

○議長(小林信) 日程第5 意見書案第3号 全国一律最低賃金制度の実現をはじめ、最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の件を採決いたします。

本案は、原案どおり決してこれにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林信) 異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決されました。

日程第6 議案第45号 上程・採決

○議長(小林信) 日程第6 議案第45号 小沢田地区統合簡易水道建設工事請負変更契約の締結についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。産業課長兼建設課長。

○産業課長兼建設課長(武石晋) 追加提出議案でございます。

議案第45号 小沢田地区統合簡易水道建設工事請負変更契約の締結について平成27年9月1日契約締結した小沢田地区統合簡易水道建設工事の請負契約を次のとおり変更し契約たいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

1, 契約の目的 小沢田地区統合簡易水道建設工事請負

2、契約の方法 指名競争入札

3、契約の金額

(1)変更前 金7,646万4,000円(うち消費税相当額566万4,000円)

(2)変更後 金7,707万6,360円(うち消費税相当額570万9,360円)

4、契約の相手方 秋田県秋田市山王5丁目1番7号

山二施設工業株式会社

代表取締役社長 安部 公雄

以上でございます。

○議長(小林信) これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林信) 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

議案第45号 採決

○議長(小林信) 議案第45号委 小沢田地区統合簡易水道建設工事請負変更契約の締結についての件を採決いたします。

本案は、原案どおり決してこれにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林信) 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第7 議案第46上程・採決

○議長(小林信) 日程第7 議案第46号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。村長。

(小林悦次村長 登壇)

村長(小林悦次) 議案第46号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

本村教育委員会の委員に次の者をの任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めます。

住 所 上小阿仁村沖田面字屋敷85番地2

氏 名 長 井 広 子 昭和46年5月19日生

提案理由 本村教育委員会委員 武石ヤス子氏が、平成28年3月15日で任期満了となるため、この議案を提出するものであります。

よろしくお願ひ申し上げます。

議案第46号 採決

○議長（小林信） 議案第46号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての件を採決いたします。

この採決は、無記名投票により行います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 異議なしと認めます。よって、無記名投票で行うことに決定いたしました。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○議長（小林信） 立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により立会人に、5番 齊藤鉄子君、6番 大木戸ツヤ子君を指名いたします。

○議長（小林信） 投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

○議長（小林信） 異常なしと認めます。

念のため申し上げます。本件を可とする諸君は賛成または○印を、否とする諸君は反対または×印を記載してください。白票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第84条及び85条の規定により否とみなします。

なお、この採決の投票者は7名であります。

（投票）

○議長（小林信） これより投票を行います。事務局長が議席番号を読み上げますので、順次投票願います。

○議長（小林信） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 投票漏れなしと認めます。

開票を行います。立会人の立会いをお願いいたします。

（開票）

○議長（小林信） 投票総数7票、これは先ほどの議員数と符合しております。

そのうち、賛成 7票。

以上のとおり、賛成が多数であります。よって、議案第46号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての件は、同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開場）

日程第8 閉会中の継続調査の申出上程・採決

○議長（小林信） 日程第8 閉会中の継続調査の申し出についての件を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配布したとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 異議なしと認めます。よって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

閉 会

○議長（小林信） 以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これにて、平成28年第1回上小阿仁村議会定例会を閉会いたします。

ご苦労様でした。

13時50分 閉会

上記会議経過は、事務局長 田村秀幸の記載したものであるが、その内容に相違なき事を証明するためここに署名する。

議 長 _____

署名議員_____

署名議員_____